

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第91号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表総合政策部の項中「知事室」を「知事室 空港運営戦略推進室」に改める。

第7条第2項の総合政策部知事室の事項の次に次の1事項を加える。

総合政策部空港運営戦略推進室

空港運営の総合的な企画及び調整に関すること。

第7条第2項の総合政策部航空局の事項及び第9条の9の航空課の事項第1号中「こと」の次に「（総合政策部空港運営戦略推進室の主管に属するものを除く。）」を加える。

別表第9 総合政策部の項を次のように改める。

総合政策部	交通企画 監	上司の命を受け、交通施策、物流施策及び空港港湾整備の推進に関する事務（空港運営に係る施策の推進に関する事務を除く。）に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	空港戦略 推進監	上司の命を受け、空港運営に係る施策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の課の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の右欄に掲げる本庁の室の相当の職員となるものとする。

総合政策部航空局航空課（空港運営戦略グループの職員である者に限る。）	総合政策部空港運営戦略推進室
------------------------------------	----------------

（北海道職員倫理規則の一部改正）

3 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中第24号を第25号とし、第6号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 空港戦略推進監

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月30日

目 次

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 41

○医療法施行細則の一部を改正する規則……………（医務薬務課） 41

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 43

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課） 44

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（情報政策課） 45

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 45

○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 45

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 45

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）…………… 46

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 47

道人事委員会規則

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 48

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 49

○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則…………… 49

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 49

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 50

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 50

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月30日

北海道規則第92号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「第31条の3」を「第31条の5」に改める。

第27条の3を削る。

第27条の4の見出し中「病院又は診療所の」を削り、同条中「第31条の5」を「第31条の5の2第1項」に、「別記第32号様式」を「別記第31号様式」に改め、同条を第27条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

（医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請）

第27条の4 省令第31条の5の3に規定する申請書は、別記第32号様式（非医師等理事長選出認可申請書）によらなければならない。

第28条の見出し中「定款等」を「定款及び寄附行為」に改め、同条中「第32条第1項」を「第33条の25第1項」に改める。

第29条の見出し中「定款等」を「定款及び寄附行為」に改め、同条中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改める。

第34条中「第35条」を「第35条の2第1項（省令第35条の5において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第34条の2及び第34条の3を次のように改める。

（分割の認可の申請）

第34条の2 省令第35条の8（省令第35条の11において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請書は、別記第39号様式（医療法人分割認可申請書）によらなければならない。

（一時役員を選任の請求）

第34条の3 法第46条の5の3第2項の規定による一時役員（職務を行うべき者）の選任の請求は、別記第40号様式（一時役員選任請求書）によらなければならない。

別記第30号様式中「第46条の2第1項ただし書」を「第46条の5第1項ただし書」に改める。

別記第32号様式を削る。

別記第31号様式中「第27条の3」を「第27条の4」に、「以外の理事」を「でない理事のうち」に、「第46条の3第1項ただし書」を「第46条の6第1項ただし書」に改め、同様式を別記第32号様式とし、別記第30号様式の次に次の1様式を加える。

別記第31号様式（第27条の3関係）

法人番号：

年 月 日

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長



電話番号

管理者理事就任免除認可申請書

病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の一部を理事に加えたいこととしたいので、医療法第46条の5第6項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 理事に加えたい管理者の住所及び氏名
- 2 当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 3 当該管理者を理事に加えたい理由

備考

- 1 正本1部、副本2部を提出すること。
- 2 本申請書の提出と同時に、医療法施行規則第33条の25第1項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えたいことができる病院、診療所又は介護老人保健施設を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、理事に加えたい管理者の住所及び氏名の記載を要しないこと。

別記第33号様式中「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改める。

別記第34号様式中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改める。

別記第39号様式中「の合併」を「の吸収合併（新設合併）」に、「第57条第5項」を「第58条の2第4項（医療法第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第4項）」に改め、同様式添付書類2の事項から8の事項までを次のように改める。

- 2 医療法第58条の2第1項又は第3項（医療法第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第1項又は第3項）の経手したことを証する書類
- 3 吸収合併契約書（新設合併契約書）の写し
- 4 吸収合併後（新設合併後）の吸収合併存続医療法人（新設合併設立医療法人）の定款又は寄附行為
- 5 吸収合併前（新設合併前）の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人（新設合併消滅医療法人）の定款又は寄附行為
- 6 吸収合併前（新設合併前）の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人（新設合併消滅医療法人）の財産目録及び貸借対照表
- 7 吸収合併存続医療法人（新設合併設立医療法人）の吸収合併後（新設合併後）2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 吸収合併存続医療法人（新設合併設立医療法人）の新たに就任する役員の就任承諾

書及び履歴書

別記第39号様式添付書類9の事項を削り、同様式添付書類10の事項中「開設しよう」を「吸収合併存続医療法人（新設合併設立医療法人）が開設しよう」に改め、同事項を同様式添付書類9の事項とする。

別記第40号様式を削る。

別記第39号様式の2中「第34条の2」を「第34条の3」に、「仮理事選任請求書」を「一時役員選任請求書」に、「の仮理事」を「の一時役員」に、「第46条の4第5項」を「第46条の5の3第2項」に改め、同様式1の事項並びに添付書類1の事項及び2の事項中「仮理事」を「一時役員」に改め、同様式を別記第40号様式とし、別記第39号様式の次に次の1様式を加える。

別記第39号様式の2（第34条の2関係）

法人番号：
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
医療法人
理事長 ㊟
電話番号
主たる事務所の所在地
医療法人
理事長 ㊟
電話番号

医療法人分割認可申請書

医療法人の吸収分割（新設分割）をしたいので、医療法第60条の3第4項（医療法第61条の3において読み替えて準用する同法第60条の3第4項）の規定により申請します。

添付書類

- 理由書
- 医療法第60条の3第1項又は第3項（医療法第61条の3において読み替えて準用する同法第60条の3第1項又は第3項）の経手を経たことを証する書類
- 吸収分割契約書（新設分割計画）の写し
- 吸収分割後（新設分割後）の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人（新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人）の定款又は寄附行為
- 吸収分割前（新設分割前）の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人（新設分割医療法人）の定款又は寄附行為
- 吸収分割前（新設分割前）の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人（新設分

割医療法人）の財産目録及び貸借対照表

- 7 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人（新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人）の吸収分割後（新設分割後）2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - 8 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人（新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人）の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
 - 9 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人（新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人）が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、医師免許証）又は歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証）の写し
- 備考 正本1部、副本2部を提出すること。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成28年9月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)
 - 3 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。
別表第2医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の項中「、第31条及び第34条の3」を「及び第31条」に改める。

訓 令

北海道訓令第10号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「をいう」を「及び本庁の部内室の室次長をいう」に改める。

第4条の2第1項中「交通企画監」の次に「、空港戦略推進監」を加え、同条第2項を削る。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第10項第1号中「第8条」を「第8条第1項（第15条において準用する場合及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「状況」を「状況又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込み」に改め、同項第2号中「第9条」の次に「（第15条において準用する場合及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「状況」の次に「又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込み」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 第10条第2項（第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた旨の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第10項第8号中「」第6条」を「。以下この項において「省令」という。）第11条又は第21条」に改め、同号を同項第13号とし、同項第7号中「第18条第1項」を「第25条第1項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「事業者等」を「保管事業者等関係者」に、「を無償」を「若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の疑いのある物を無償」に改め、同号を同項第12号とし、同項第6号中「第17条」を「第24条（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「事業者等」を「保管事業者等若しくは所有事業者又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある物（次号において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の疑いのある物」という。）を保管し、若しくは所有する事業者その他の関係者（次号において「保管事業者等関係者」という。）」に改め、同号を同項第11号とし、同項第5号中「第16条第1項」を「第12条第1項（第15条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「事業者」を「保管事業者」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の3号を加える。

(8) 第13条第1項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等必要な措置の全部又は一部を講ずること。

(9) 第13条第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等必要な措置に要した費用について、保管事業者から徴収すること。

(10) 第16条第2項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、保管事業者又は所有事業者の地位の承継の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第10項第4号中「第14条」を「第11条（第15条において準用する場合及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）」

に、「事業者」を「保管事業者又は所有事業者」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第10条第3項第2号又は第18条第2項第2号の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の特例処分期限日に係る届出を受理すること。

(5) 第10条第4項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の特例処分期限日に係る届出事項に変更があった旨の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第10項に次の3号を加える。

(14) 省令第25条第2項又は第35条第2項の規定に基づき、事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めること。

(15) 省令第26条第2項又は第36条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた旨の届出を受理すること。

(16) 省令第28条の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る変更届出を受理すること。

別表第6の職員監、危機管理監、交通企画監、少子高齢化対策監、観光振興監、食産業振興監、食の安全推進監及び建築企画監の決裁事項の項中「交通企画監」の次に「、空港戦略推進監」を加え、同表の知事室次長の決裁事項の項を削る。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

北海道訓令第11号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中

「 知事室道政相談センター	「 相 談 」	を
「 知事室道政相談センター 空港運営戦略推進室	「 相 談 空 港 」	に改める。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

告 示

北海道告示第541号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成28年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータの購入 318台
- (2) パーソナルコンピュータの購入 132台

2 落札を決定した日

平成28年7月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 大丸藤井株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 26,513,568円
- (2) 11,725,560円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年5月31日付け北海道告示第394号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第542号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成28年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 29台分 一式

2 落札を決定した日

平成28年7月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 富士通リース株式会社
- (2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地

4 落札金額

50,112円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年5月31日付け北海道告示第395号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成28年8月17日、南るもい土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第544号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 小樽市朝里川温泉1丁目546の56

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第545号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 小樽市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに小樽市役所及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第104号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年8月30日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
自動車（公共応急作業車）の賃貸借（函館建設管理部今金出張所1台分） 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成28年7月14日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本カーソリユーションズ株式会社

- (2) 住 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
25,272円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局告示第105号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年8月30日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 凍結防止剤散布車（湿式2.5㎡級） 1台
(2) 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台
- 2 落札を決定した日
平成28年8月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
(2)ア 氏 名 UDトラックス北海道株式会社
イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号
- 4 落札金額
(1) 19,008,000円
(2) 40,122,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年6月28日付け北海道渡島総合振興局告示第82号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道上川総合振興局告示第129号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年8月30日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 5台
- 2 落札を決定した日
平成28年8月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス
 - (2) 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号
- 4 落札金額
13,392円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年7月15日付け北海道上川総合振興局告示第107号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課
 - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年8月30日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - ア A重油その1（倶知安高校・倶知安農業高校納入分） 86,000リットル
 - イ A重油その2（小樽潮陵高校・小樽商業高校納入分） 143,000リットル

- ウ A重油その3（小樽桜陽高校・小樽工業高校納入分） 176,000リットル
- エ A重油その4（余市紅志高校納入分） 37,000リットル
- オ A重油その5（蘭越高校納入分） 23,000リットル
- カ A重油その6（寿都高校納入分） 34,000リットル
- キ A重油その7（余市養護学校しりべし学園分校納入分） 14,000リットル
- ク A重油その8（共和高校納入分） 23,000リットル
- ケ A重油その9（岩内高校納入分） 40,000リットル

アからケまでについては、それぞれの入札による。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号
 - (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成29年4月30日まで
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
 - 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 平成28年8月30日（火）から同年9月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
 - 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時

- ア 1の(1)のア 平成28年10月14日(金)午前9時15分
イ 1の(1)のイ及びウ 平成28年10月14日(金)午前10時15分
ウ 1の(1)のエ 平成28年10月14日(金)午後1時15分
エ 1の(1)のオからキまで 平成28年10月14日(金)午後2時15分
オ 1の(1)のク及びケ 平成28年10月14日(金)午後4時
(送付による場合は、同月13日(木)午後5時まで)に必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 A重油 471,000リットル
(2) 予定時期 平成29年2月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付日時 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ(http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
(3) 電話番号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No2) 86,000 liters
b Fuel oil A (JIS class 1, No2) 143,000 liters
c Fuel oil A (JIS class 1, No2) 176,000 liters
d Fuel oil A (JIS class 1, No2) 37,000 liters
e Fuel oil A (JIS class 1, No2) 23,000 liters
f Fuel oil A (JIS class 1, No2) 34,000 liters
g Fuel oil A (JIS class 1, No2) 14,000 liters
h Fuel oil A (JIS class 1, No2) 23,000 liters
i Fuel oil A (JIS class 1, No2) 40,000 liters

B Bid tendering date and time :

- a 9 : 15 A.M., October 14, 2016
b, c 10 : 15 A.M., October 14, 2016
d 1 : 15 P.M., October 14, 2016
e, f, g 2 : 15 P.M., October 14, 2016
h, i 4 : 00 P.M., October 14, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 13, 2016)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

道 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月30日

北海道人事委員会委員長 鎌 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1327

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表本庁の項中「交通企画監」を「交通企画監 空港戦略推進監」に、「知事室次長」を

「室次長」に改め、同表原子力環境センターの項中「次長」を「次長 分室長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月30日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則14-71

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項本庁の事項中「交通企画監」を「交通企画監 空港戦略推進監」に改める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月30日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則23-1

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23-0）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「交通企画監」を「交通企画監 空港戦略推進監」に改める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第377号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入

札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年8月30日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成28年8月30日に一般競争入札の公告を行う集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置一式の賃貸借契約

(2) 資 格 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置一式の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしている機器を供給可能であること。
(2) 当該調達物品の保守が可能な者であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年8月30日から同年9月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5

の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2237

北海道警察本部告示第378号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年8月30日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成29年3月1日から平成35年2月28日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道警察本部告示第377号に規定する集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置一式の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成28年10月14日午前10時30分（送付による場合は、同月13日午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2237

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Four wheel Vehicle Driving Simulator Equipment : 1 unit
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., October 14, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 13, 2016)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2237

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察釧路方面本部告示第153号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年8月30日

北海道警察釧路方面本部長 柳原克弘

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借 一式
 - 2 落札を決定した日
平成28年7月26日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 三菱電機クレジット株式会社
 - (2) 住所 東京都品川区大崎1丁目6番3号
 - 4 落札金額
571,104円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
平成28年6月17日付け北海道警察釧路方面本部告示第118号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道警察釧路方面本部会計課
 - (2) 所在地 釧路市黒金町10丁目5番地1
-